



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
7月31日
第127号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課)	1
○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課)	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課)	2
彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務の委託(流域政策局)	2
長浜港港湾施設使用料の徴収事務の委託(流域政策局)	2
○ 公 告	
県営土地改良事業変更計画決定公告(農村振興課)	2
都市計画変更案縦覧公告(都市計画課)	3
建築士免許取消し公告(建築課)	3
○ 正 誤	
令和2年6月5日付け第111号滋賀県告示第241号中	3

規 則

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第84号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第35条に規定するものおよび滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)第32条に規定する」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員に係る」に改める。

第97条第3項中「小切手および」を「小切手および」に改める。

第276条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第277条第1項中「第243条の2第1項前段」を「第243条の2の2第1項前段」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第307号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第308号

令和2年農林水産省告示第451号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市八条町字イビツ42、43、字稲荷73、74、字清水谷259、260
- 2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第451号のとおり

滋賀県告示第309号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 有限会社小栗鉄工所 彦根市松原二丁目2番19号
- 2 委託事務の内容 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第310号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、長浜港港湾施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 東和警備保障株式会社 草津市西渋川一丁目11番3号
- 2 委託事務の内容 長浜港港湾施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営安食川地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和2年7月15日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営安食川地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)変更計画書の写し

- 2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課ならびに彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課および甲良町産業課
- 3 縦覧期間 令和2年7月31日から令和2年8月28日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和2年9月18日までに審査請求をすることができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・70号 瀬田川左岸線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市稲津四丁目から里四丁目まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1
大津市都市計画部都市計画課 大津市御陵町3番1号
- 4 縦覧期間 令和2年7月31日から令和2年8月17日まで
上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

令和2年7月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和2年7月16日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 藤田裕介
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第10415号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

正 誤

令和2年6月5日付け第111号滋賀県告示第241号中

ページ	行	誤	正
4	下から10	草津市大路町一丁目734番地大路ビル4階	草津市大路一丁目11番7号大路ビル4階

